

令和6年度 野木町学童保育室入所のご案内



令和6年度の野木町学童保育室の児童の募集を行います。

つきましては内容をよくご理解のうえ、希望する方は、町教育委員会こども教育課子育て支援係（役場別館）にお申込みください。

受付期間 11月8日（水）～11月21日（火）

期間中の木曜日（9日・16日）のみ、午後7時まで受付します。



学童保育とは

町では保護者等の不在により、下校後、家庭保育を受けることができない野木町内の小学生の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成（学童保育）事業を実施しています。

対象児童

町内に住所を有し、町内小学校に通学する児童のうち、次の事由のいずれかに該当する児童。

- 就労（月64時間以上）、疾病等の理由により昼間不在となり、保護者に代わる者がいない児童
- 家族等の介護・看護のため、家庭で適切な保育を受けられない児童
- 自営労働等に専従することにより、家庭で適切な保育を受けられない児童
- 妊娠、または出産等の理由により、家庭で適切な保育を受けられない児童

開設場所	電話
友沼学童保育室1・2（友沼小学校内）	57-4601
野木学童保育室（野木小学校南側）	57-4477
佐川野学童保育室（佐川野小学校内）	57-1661
南赤塚学童保育室1・2（南赤塚小学校東側）・3（南赤塚小学校内）	57-1322
新橋学童保育室1・2・3・4（新橋小学校内）	57-3025

開設時間

- 下校時から午後6時まで（延長保育は午後7時まで）
- 土曜日、長期休暇（春・夏・冬休み）については、午前8時から午後6時まで（早朝保育は午前7時30分から、延長保育は午後7時まで）

- 台風等により休校になった時は、午前8時から午後6時まで（延長保育は午後7時まで、早朝保育は実施しません）※状況により、変更もあります。

閉室

日曜日、祝日、お盆期間（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）、その他特別な事情が生じた場合

※お盆期間は以下の学童保育室で児童をお預かりします。

- ・友沼・佐川野・南赤塚学童保育室をご利用の方・・・南赤塚学童保育室1
- ・野木・新橋学童保育室をご利用の方・・・新橋学童保育室1

指導内容

学童保育指導員が遊びなどを通して、家庭生活および社会生活において必要な規律、礼儀、健康、安全等の基本的習慣を指導します。

経費

- 保育料 月 4,000円
- 延長保育料 1回 200円、1か月あたり2,000円（限度額）
- 早朝保育料 1回 100円、1か月あたり1,000円（限度額）
- おやつ代 月 850円
- スポーツ安全保険 年間 800円（加入必須）

※保育料は原則口座振替とさせていただきます。

※上記は令和5年度の金額です。今後、変更となる可能性があります。

※月の途中での入退所であっても、日割り対応はできません。

※夏休み等の長期休暇のみ利用したい場合も同様となります。

例) 夏休みのみ利用の場合、保育料とおやつ代は7・8月の2か月分で9,700円
保険料800円がかかります。

利用にあたって

- 学童保育室は、就業等によりご家庭では児童を保育できない場合に利用していただく場所です。お仕事が終わりましたら、お迎えをお願いします。また、お仕事がお休みのときは、児童と一緒にご家庭で過ごすようにしてください。
- 住所や勤務先、連絡先の変更があったときは、すみやかにご連絡をお願いします。
- 学校給食のない日は、お弁当を持たせてください。
- 児童に不必要的ものは持たせないでください（お金、玩具など）。
- 宿題等の勉強の指導はできません。
- 塾、スイミング、部活等への送迎はできません。
- 児童1人（もしくは児童だけの集団）での帰宅は認められません。必ず時間内に保護者等が迎えに来てください。
- 児童への投薬行為や投薬の指示はできません。ほかの児童への誤飲を防ぐためにも、持込もご遠慮願います。

- インフルエンザなどで学級（学校）閉鎖の時は、児童をお預かりできません。
- 保育時間中に児童による著しい他害行為等が続く場合は、他の児童の安全のため、退所していただくことがあります。
- 児童の疾病・入院、その他により、やむを得ず学童の退所・休所を希望する場合は、希望月の前月末までに「退所・一時休所申出書」を提出してください。なお、一時休所の申出は最長でも2ヶ月とし、3ヶ月目以降は退所となります。
長期休暇のみ利用の場合は、一時休所はできません。
※一時休所、退所する場合は必ず申出書を提出してください。届無しでの休所・退所の場合、利用料金を頂きます。書類は役場だけでなく学童にも提出可能です。
- 利用状況等を変更する場合(例 通年利用→長期休みのみ利用に変更)は変更届を提出してください。

1. 令和6年度入所申込みについて

<受付期間>

令和5年11月8日（水）～11月21日（火）まで ※土日祝日を除く
時間：8時30分～12時、13時～17時15分（12時～13時を除く）
※期間中の木曜日（9日・16日）のみ、午後7時まで受付を延長します。

受付期間以降の申請については、3. 受付期間以降の申込みについて をご覧ください。

2. 申込みから入所まで

①書類の入手

町こども教育課や各学童保育室、または町ホームページから入手できます。

②必要な書類

- ・入所申請書（別記様式第1号）
- ・勤務証明書（別記様式第2号）
- ・児童の状況（別記様式第3号）
- ・確認事項チェックリスト



※きょうだい分の申請をする場合は、きょうだい分の書類が必要となります。

※勤務証明書（別記様式第2号）について

- ・発行日のないものはお預かりできません。
- ・きょうだいの保育所等の手続きで就労証明書を取得した場合は、就労証明書のコピーを勤務証明書の代わりにすることができます。
- ・自営業の方は事業主の方がご記入ください。

- ・記載内容に不明な点がある場合は後日、町から勤務先に確認の連絡をさせていただけます。
- ・複数のお子様の申込みの場合、勤務証明書は原本を1部と、あとはコピーでも構いませんが、ご自身でご用意ください。※こども教育課でコピーはいたしません。

<就労以外の理由で入所を希望する場合に必要な書類>

就学（高校生を除く）の場合

- ・学生証の写し、在学証明書、内定通知書の写し

疾病、介護や看護等の場合

- ・診断書、介護や看護が必要であることを証明するもの
- ・理由書（上記の書類が提出できない場合）

出産の場合

- ・母子手帳の写し、もしくは勤務証明書（別記様式第2号）の産休・育休欄にお勤め先で記入してもらってください。なお、育児休暇中は保育の要件がないため、お預かりできません。

勤務先は決まっているが証明書が発行できない、または求職中の場合

- ・誓約書 ※こども教育課窓口・町ホームページにあります。

その他

- ・理由書 ※こども教育課窓口・町ホームページにあります。

※勤務証明書、または代わりとなる書類は、同一敷地内（別世帯を含む）の
18歳以上65歳以下の方の分が必要です。

※証明書等は発行から3ヶ月以内のものを提出してください。

<延長・早朝・土曜保育申請について>

- ・入所申請書（別記様式第1号）に延長保育・早朝保育・土曜保育利用の有無を確認する欄がありますので、それぞれチェックを入れてください。

※延長保育申請がされていない場合でも、急な残業等の理由で利用することは可能ですが、延長保育申請書を後日提出していただきます。

③書類の提出

野木町教育委員会こども教育課子育て支援係（役場別館）へ提出してください。

※書類が全て揃ってからの受付です。不足書類がある場合はお預かりできません。

④入所審査

提出された書類をもとに、就労状況、児童・家庭の状況を考慮し、総合的に審査いたします。場合によっては、入所をお待ちいただくことがあります。

⑤結果通知送付

結果は2月上旬頃通知する予定です。※決定状況によって送付される書類が異なります。

- ・入所決定の場合、学童保育室入所承認通知書がご自宅に送付されます。
- ・入所をお待ちいただく場合、学童保育室入所待機通知書がご自宅に送付されます。

お待ちいただく方については、定員に空きができ次第、こども教育課からご連絡いたします。

※入所申込みを取消す場合は、こども教育課までご連絡ください。

⑥保護者面談

新1年生や、初めて学童保育室に入所するお子様の保護者の方は、各学童保育室で指導員による個人面談を行います。

⑦入所

3. 受付期間以降の申込みについて

受付期間以降は隨時受付けを行います。ただし、定員や事務手続きの都合上、入所をお待ちいただく場合や入所時期がご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

申込期限：月の初日から入所を希望する場合は、前月の10日までに申込みしてください。月の途中から入所の対応が出来る場合もありますが、保育料の日割り対応はできません。1か月分の保育料が掛かります。

※申請から入所までの流れは同様です。

※事務手続きの都合上、申込みを受付けてから入所までにお時間をいただきます。余裕をもって申込みを行ってください。

※定員によっては入所をお待ちいただく場合があります。



【問合せ・申込先】

野木町教育委員会 こども教育課
子育て支援係 TEL 57-4167